

第2期鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要

計画期間: 令和7年度～令和10年度(4年間)

計画の策定趣旨

ギャンブル等依存症対策に総合的に取り組み、ギャンブル等依存症に対する正しい知識や相談支援について周知し、ギャンブル等依存症で苦しむ人が相談や支援に繋がりやすい環境を目指すために策定。

基本理念

- ・県民がギャンブル等依存症に対する関心と理解を深め、相談・治療回復に繋がりやすい環境によって、当事者やその家族等が、日常生活・社会生活を円滑に営む事ができるように支援を行う。
- ・ギャンブル等依存症に関連して生ずる学業不振、不登校、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関する施策と有機的な連携を図る。
- ・ギャンブル等依存症は、インターネットやゲームとの親和性が高く、若年層からの発症予防を図る。

計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項の規定に基づく計画として、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策を推進するためのもの。

ギャンブル等依存症の定義

本計画におけるギャンブル等依存症とは、ギャンブル等依存症対策基本法で定める「ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことで日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」をいう。なお、医学上の「病的賭博」「ギャンブル障害」の精神疾患と診断された者及びギャンブル等依存症の疑いのある者も含む。

基本的施策

1 理解の促進(普及啓発・予防教育の推進)

正しい知識の普及により、多くの県民がギャンブル等依存症に対して理解を持って対応し、世代特性に配慮した支援及び予防への理解を深める。

【具体的な取組】

- ・依存症の正しい知識や相談窓口を記載したポスター等の配布。
- ・支援者を対象とした依存症についての講演会や研修会を行い、依存症についての正しい理解、予防対策を含む支援の向上を図る。
- ・インターネットやゲーム依存等を防止するための情報モラルに関する指導資料等を周知し活用を図る。

2 支援の充実(相談支援・治療支援の充実)

地域特性をふまえた、患者、発症の恐れのある者及びその家族等の関係者が相談しやすい環境の整備、及び医療に繋がりやすい体制づくりを行う。

【具体的な取組】

- ・国等が実施する研修に保健所等の職員及び医療機関の職員を派遣することにより、相談技術の向上や専門知識の習得を促進する。
- ・相談者の抱える困難の背景に家族のギャンブル等依存症が関連している場合には、適切な支援機関の情報提供を行う。
- ・依存症専門医療機関や相談支援が乏しいへき地・離島の各機関に対して、ギャンブル等依存症に関する様々な情報発信や連携を行う。

3 回復への支援(回復支援・社会復帰への支援の充実)

回復に向けた支援及びギャンブル等依存症に関連する各種問題の解決に向けた支援を充実させることで、ギャンブル等依存症患者の回復や社会復帰の促進を図る。

【具体的な取組】

- ・家族教室や相談対応などの際に医療機関や生活を支える支援機関・自助グループ等と連携し、本人や家族の回復や生活の質の向上を図る。
- ・依存症専門医療機関として、相談・治療・回復支援を専門的に行い、施設や自助グループ、当事者・家族の団体等への介入、連携、支援等を行う。
- ・当事者者だけではなくその家族や子ども達に対する介入と支援が必要であり、関係機関とも協働しながら適切かつ包括的な支援を図る。

4 基盤の整備

広く啓発し、当事者の声を拾い上げ、関係機関が連携して支援できる体制を目指し、相談窓口及び医療機関等の関係者が連携した支援体制の構築により、依存症対策の充実を図る。

【具体的な取組】

- ・総合的かつ計画的な推進を図るため、各種関係者が参加する協議会を開催し、鹿児島県のギャンブル等依存症対策について協議する。
- ・依存症治療拠点機関として、専門治療、普及啓発活動、情報提供、地域・各機関との研修や連携、相談窓口及び家族支援を行う。
- ・インターネットやゲーム依存等を防止するための情報モラルに関する指導・啓発について、学校や保護者等と連携して取り組む。

推進体制

- ギャンブル等依存症対策推進協議会
- ギャンブル等依存症対策推進計画
庁内連絡会議
- 実務者連携会議

目標

目標項目(指標)	現状 (R5年度)	目標値 (R10年度)
ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発活動 (大学・高等学校等への予防教育等の実施含)	2回	<u>年5回以上</u>
依存症専門医療機関及び治療拠点機関との連携 (協議会、実務者会議等)	3回	<u>年3回以上</u>
医療機関・相談機関等における支援者の育成 (国研修終了者)	26人	<u>46人以上</u> (年間4人以上)
【新】ギャンブル依存症に対応している医療機関の拡充	<u>42機関</u>	<u>42機関以上</u>
【新】依存問題サポーター(仮称)の養成	—	<u>年間100人</u>

※第1期計画にある相談件数、拠点機関受診者数は、現状把握を行うが評価になじまないため、目標項目から削除する。